

# 法務省、会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する 中間試案を公表

**Point 1****従業員等に対する株式の無償交付及び株式交付制度の見直し等**

労働基準法での整理を前提としたうえで、株式の無償交付の対象を従業員（使用人）等に拡大する提案がされています。このほか、株式交付制度において交付対象となる場面・会社の範囲の拡大、現物出資制度における現物出資者・取締役等および証明者による不足額填補責任の見直しについて提案されています。

**Point 2****バーチャル株主総会、実質株主確認制度の導入等**

現在、産業競争力強化法で規定されているバーチャル株主総会の実施に関する規定を会社法に規定する提案のほか、会社から実質株主を確認する制度の導入、書面交付請求制度の廃止、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化、株主提案権の議決権数要件の見直し等が提案されています。

**ここに注目！**

近年の社会経済情勢の変化に伴い、検討が必要な会社法における課題に対応するため、2026年4月2日、法務省は、法制審議会会社法制部会において検討中の案を「中間試案」として公表、パブリックコメントの募集を開始しました（期限：同年5月23日まで）。今後、パブリックコメントの結果を経て、2027年通常国会への会社法改正法案の提出に向けた要綱案の策定作業へ進むことになります。

**Point 3****指名委員会等設置会社制度、責任限定契約制度の見直し等**

指名委員会等設置会社制度に関して、指名・報酬委員会の権限見直しの是非のほか、指名・監査、報酬委員会の委員に選定予定の取締役について株主総会参考書類にその旨を記載すること、株式会社が責任限定契約を締結できる相手方に業務執行取締役等を追加することの提案がされています。

**Point 4****事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化**

上場会社が電子提供措置開始日までに、事業報告等の開示事項を全て記載した有価証券報告書（一本化書類）を提出した場合、事業報告等の作成を不要とする提案がされています。あわせて、一本化書類に対して会計監査人が金商法に基づく監査を実施した場合、会社法に基づく監査をしたものとみなす提案がされています。